

## 広島県環境影響評価技術審査会 第11回第2部会議事録

### (1) 開催日時

平成28年10月20日(木) 13:30~15:30

### (2) 出席者の氏名

委員：西村委員 中坪委員 福本委員 奥田委員 山本委員 崎田委員

参考人：広島ガス株式会社, 中電環境テクノス株式会社

### (3) 会議に付した議案の件名

海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に係る審査について

### (4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、中坪部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第1部会委員8名中、出席委員6名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。

#### ■事業概要、手続の経過について

(事務局) 資料1により説明

#### ■住民意見の概要と事業者の見解について

(事務局) 資料1により説明。

#### ■広島市長、海田町長、坂町長意見について

(事務局) 資料3により説明。

#### ■予測及び調査結果の概要

(参考人) 資料4により説明。

(以下、資料1及び2を用いた事務局の説明は省略し、内容に係る議論のみ記載)

#### ■全体的事項について(資料1P15)

(委員) バイオマスの調達、特に国内産バイオマスの調達についてこの事業の根幹であるので具体的な資料で示してほしい。建築廃材の利用等、事業者には幅広く検討してほしい。

(事務局) バイオマスがこの事業の根幹であるという認識のもと、発電事業者として木質バイオマスの安定的な確保及びバイオマス混焼比率の向上に努めるよう意見している。バイオマスの調達に関することについては、温室効果ガスの項目で触れることとしている。

(委員) 了解した。

■ 環境影響評価項目の設定について（資料 1 P16）

（委員） 光化学オキシダントと微小粒子状物質について発生の一因である窒素酸化物及び微小粒子状物質等に係る環境保全措置について十分検討するよう方法書の知事意見で述べているが、新たに項目をたてて環境影響評価予測を行っていないことについては触れなくてよいか。

（事務局） 光化学オキシダントや微小粒子状物質については生成機構が複雑であり、現在も環境省等で生成過程や環境影響評価予測について検討されているが、近々ではそういったことが確立される可能性が低い。そのため、今後、技術進展がありこれらの技術が確立された場合は、その知見を用いて必要な措置等を講じるよう知事意見に盛り込んでいる。

（委員） 了解した。

（委員） 動植物については環境影響要因の区分が地形改変後の土地及び施設の存在となっているが、施設の稼働についても分けて考えなくてよいのか。

また、考えなくてよい場合この事業についてのみのことか、県全体でのことか。

（事務局） 広島県環境影響評価技術指針では、地形改変後の土地及び施設の存在となっているため、施設の稼働については元々入っておらず、環境影響評価の対象とはなっていない。当該案件も広島県環境影響評価技術指針に沿って行っており、条例案件であればこの指針に沿って行うため、この事業に限ったことではない。

（委員） 了解した。

■ 大気環境（大気質）について（資料 1 P18～40）

（委員） 意見なし

■ 大気環境（騒音・振動）について（資料 1 P41～53）

（委員） 意見なし

■ 水環境（水質）について（資料 1 P54～57）

（委員） 水質に係る現在の知事意見案では仮設沈殿槽についてしか触れられていないが建設工事において、対象事業実施区域が過去、土壌の重金属汚染が発生した場所ということで仮設沈殿槽だけでは対応できない可能性がある。そのため、「仮設沈殿槽及びその他の」といった幅を持たせるべきではないか。

（事務局） 知事意見案の文章を修正する。

■ 動物・植物について（資料 1 P58～60）

（委員） 意見なし

■ 景観について（資料 1 P61～63）

（委員） 意見なし

■ 廃棄物等について（資料 1 P64～67）

（委員） 焼却灰の処分量は石炭専焼時よりもバイオマス混焼時の方が多くなるとあるがバイオマス混焼率が向上した場合は処分量が多くなるということか。

（参考人） 現在は有効利用のセメント原料会社と幅を持った協議をさせていただいているので、バイオマス混焼率が向上したからと言って処分量が多くなるといったことはない。

（委員） 処分量については県全体の排出量から比べても小さいものではないため、知事意見案にあるように最終処分量の削減に努めていただきたい。

■ 温室効果ガス等について（資料 1 P68～69）

（委員） バイオマス混焼比率と石炭専焼について比較しているが、石炭専焼と比較する理由は何か。

（参考人） このプラントにおいて比較できるのが石炭専焼であったためであり、バイオマスを混焼することで、二酸化炭素の排出量が抑えられるといった比較を行うためである。

（委員） 環境影響評価の手続きや、知事意見に加える必要はないが、今後、他の原料と比較することは重要であると考えます。

（委員） バイオマス混焼において海外からの輸送に係る CO2 排出量や生態系保全の観点から調達先等についても触れておくべきではないか。

（事務局） 県の環境影響評価技術指針では輸送に係ることは触れられていないが、国の小規模発電に係る環境保全対策ガイドライン等に輸送等に係る温室効果ガスの記載があるため、知事意見案の文章への追加を検討する。

■ 全体審議について

（委員） 自然災害に係る意見について、現在は環境影響評価の手続きの中では自然災害に係ることまでは触れることになっていないため、知事意見案には盛り込んでいないと思われるが、昨今のプラント事故等を鑑みて今後環境影響評価技術指針等の改訂についても検討していく必要があると考える。

（事務局） 国の動向等踏まえながら、必要な部分について検討していきたい。

（委員） 当該事業についてバイオフェューエルについては想定していないか。

（参考人） 想定していない。

（委員） 焼却灰についてナトリウムやカリウムの含有により再利用が難しいとのことであるが、フライアッシュとボトムアッシュにたまるものがあると思うがどちらかに多く含まれてしまうといったことはあるのか。

（参考人） ボトムアッシュとフライアッシュは 1:3 程度である。ナトリウム、カリウムの含有量に差はない。

（委員） 有効利用量が総発生量の半分になった根拠は何か。

(参考人) 灰に含まれる塩素成分の量や、セメント会社との協議を通して有効利用量を予測している。今後、セメント会社との協議を詰めていき、有効利用量を増やしていきたい。

■ 答申の作成について

(部会長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

この議事録は、平成28年10月20日に開催された、広島県環境影響評価技術審査会第11回第2部会の議事と相違ないことを認めます。

平成28年11月 日

議事録署名委員

印